相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市大庄中通三丁目八七番地、最後の住所兵庫県伊丹市南野北三丁目一三番一〇号　被相続人　亡　田中　功一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

事務所兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C－3ビル五階　春名・田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　春名　一典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区淡路町三丁目二三番地、最後の住所兵庫県西宮市神楽町三番二〇－一〇三号　被相続人　亡　平山千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八－一コーポ潮江一一一号　太田川口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川口　丹子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市荷山町二八〇一番地、最後の住所兵庫県明石市荷山町二八〇一番地　被相続人　亡　武田　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口五三九番地　事務所兵庫県加古川市平岡町新在家一〇四番地の一

相続財産管理人　司法書士　山口　博司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県坂出市福江町三丁目一六六番地三、最後の住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町四丁目六番二一号　被相続人　亡　尾崎　康彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

兵庫県神戸市中央区播磨町四九番地　神戸旧居留地平和ビル二階　弁護士法人あさひ法律事務所　相続財産管理人　中村　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市加茂町楢井三五三番地二、最後の住所岡山県津山市横山四八一番地　被相続人　亡　声元　康利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

岡山県苫田郡鏡野町入二二五番地　相続財産管理人　宗本　康紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県豊浦郡豊北町大字角島二三〇七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　青野　芳惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

山口県下関市観音崎町一二番一〇号太陽生命下関ビル五階　島田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島田　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市津井一一三四番地一、最後の住所徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井五七番地　鳴門シーガル病院　被相続人　亡　新﨑千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

徳島市徳島町三丁目五番地　ＷＩＳＤＯＭ徳島町１Ｆ　相続財産管理人　白川　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

香川県高松市林町一〇六〇番地、最後の住所高松市林町一〇五九番地一　被相続人　亡　西村　透

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

高松市錦町一丁目二一番二二－五〇九号　事務所高松市寿町一丁目二番五号　井門高松ビル六階　相続財産管理人　弁護士　滝口　耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市崎戸町本郷一〇三四番地、最後の住所不明　被相続人　亡　山口　カヅ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

長崎県西海市西彼町大串郷三〇五番地　相続財産管理人　木下　七郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲五八三番地、最後の住所熊本県球磨郡あさぎり町深田東四一〇番地　被相続人　亡　野々原藤太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月三日

熊本県人吉市宝来町一五番地五　相続財産管理人　宮本　稔也

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十月三日

一、墳墓等所在地　東京都新宿区西新宿七丁目一二番地五号

一、墳墓等の名称　常圓寺墓地　青柳家　中込家　日下家　豊岡家　岩瀬家　伊藤家　丸山家　水戸屋　橋本家　堀田家　松井家　島崎家　高梨家　森本家　染谷家　小松家　井上家　谷田貝家　山口家　大野家　相川家　芳賀家　畑家　尾股家　石川家　尾上家　千田家　三堀家　上條家　伏屋家　亮順孫子

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都新宿区西新宿七丁目一二番地五号　宗教法人常圓寺　代表役員　及川　周介

第３期決算公告

平成24年９月18日

東京都港区赤坂五丁目２番20号

公益財団法人タカタ財団

代表理事　高田　暁子

貸借対照表の要旨

（平成24年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,667
	固定資産	12,385,713
	合計	12,398,380
負債及び正味財産の部	流動負債	15,451
	指定正味財産	12,381,200
	一般正味財産	1,729
	合計	12,398,380